

## ○民有林と連携した林産物の安定供給システムについて

〔平成25年3月26日 24林国管第159号  
林野庁長官より各森林管理局長あて〕

[最終改正] 令和2年12月25日 2 林政政第487号

国有林材の安定供給システムによる販売（以下、「システム販売」という。）について、森林・林業施策の一層の推進に資するため、民有林と連携して実施することができるものとし、その取扱いについて下記のとおり定めたので、了知の上、適切に実施されたい。

### 記

#### 1 目的

- (1) システム販売の実施に当たっては、国有林と民有林が連携して原木の安定供給体制づくりを進めるとともに、民有林における施業の集約化、未利用間伐材等の有効利用等の取組の促進に資するため、一定の要件を満たす民有林所有者等（民有林において素材生産を行う者及び民有林を管理する者を含む。以下同じ。）と協定を締結し、林産物の販売を当該民有林所有者等の林産物の販売と連携して行うことができるものとする。
- (2) この通知に定めのない事項については、「国有林材の安定供給システムについて」（平成14年9月2日付け14林国業第25号林野庁長官通知。以下、「実施要領」という。）及び「国有林材の安定供給システム実施要領の運用について」（平成14年9月2日付け14林国業第26号国有林野部長通知）によるものとする。

#### 2 システム販売に参加する民有林所有者等の要件

システム販売に参加する民有林所有者等については、国有林と連携して販売しようとする林産物を確実に販売できると見込まれる者であって、次のいずれかの要件を満たさなければならないものとする。

ただし、実施要領第2条第2号のシステム販売については、(2)の要件を必ず満たさなければならないものとする。

また、(4)から(6)までの者については、申請時において当該林産物の販売に係る権限を有する者に限る。

- (1) 民有林において施業の集約化に取り組んでいる者であること。具体的には、森林経営計画を作成し認定を受けた者又は「多様な森林整備推進のための集約化促進について」（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に基づく集約化実施計画を作成し承認を受けた者であること
- (2) 森林管理署長、森林管理署支署長又は森林管理事務所長（以下「森林管理署長等」という。）と「民有林と協調した森林整備等を推進するために森林管理署等が地方公共団体等との間で締結する協定について」（平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通知）に基づく森林整備等に関する協定を締結している者であって、当該協定の対象区域から間伐材等の出材が可能であること
- (3) 国有林の立木を購入し、その物件から産出される林産物を販売する者であること

- (4) 育成経営体（林業経営体の育成について（平成30年12月27日付け30林政経第408号林野庁長官通知）の1に規定されている者をいう。）として、都道府県が公表した者であること
- (5) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項に基づき、都道府県が公表した者であること
- (6) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第3項に基づき、都道府県知事の認定を受けた者であること
- (7) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条の12に基づき、農林水産大臣から樹木採取権の設定を受けた者であって、申請時において当該樹木採取権に係る樹木採取区以外の区域から産出される林産物の販売に係る権限を有するものであること（システム販売の対象とすることができる林産物は、当該樹木採取区以外の区域から産出されるものに限る。）
- (8) 前各号のほか、民有林との連携によるシステム販売の目的に沿うものとして森林管理局長が特に認めるもの

### 3 民有林所有者等の公募

- (1) 森林管理局長は、民有林と連携したシステム販売を実施しようとする場合は、当該システム販売の実施に先立ち、参加する民有林所有者等を公募し、審査の上、決定するものとする。
- (2) 森林管理局長は、民有林所有者等の公募公告の実施に当たり、次に掲げる事項を示すものとする。
  - ア システム販売の目的
  - イ 民有林所有者等の要件
  - ウ 国有林の販売対象物件の概要
  - エ 公募する林産物の樹材種等
  - オ 申請方法及び申請期限
  - カ 申請書の内容及び作成における留意事項
  - キ システム販売の協定期間、協定締結の条件その他必要な事項
  - ク その他手続きに係る留意事項
- (3) 森林管理局長は、(2)クの留意事項として次に掲げる事項を示すとともに、申請をもってこれらの事項に同意したこととして取り扱う旨明らかにするものとする。
  - ア システム販売を実施する旨の公告（以下「システム販売実施公告」という。）の際に、民有林所有者等の名称等について明らかにすること
  - イ 実施要領第6条第1号の協定予定者については、森林管理局長が選定すること
  - ウ 協定に基づく林産物の販売については、森林管理局長と民有林所有者等がそれぞれ責任を持って実施すること
  - エ 実施要領第8条第1号の協定者と民有林所有者等との売買契約は、民有林所有者等の責任において締結すること
  - オ 協定者との協定の締結結果は公表すること
  - カ 協定者とのシステム販売の実施結果について報告を求めるとともに、それを公表すること
  - キ その他必要な事項

### 4 システム販売への参加の申請

- (1) システム販売への参加を希望する民有林所有者等は、別紙1の様式によるシステム販売

参加申請書（以下、「申請書」という。）を森林管理局長あてに提出するものとする。

(2) 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 事業の概要

イ 当該システム販売による販売を希望する林産物の樹材種及び数量

ウ システム販売の対象とする民有林所有者等の林産物が所在又は生産される箇所及び時期

エ その他森林管理局長が定める事項

## 5 民有林所有者等の審査

(1) 森林管理局長は、販売推進委員会を開催し、システム販売への参加を希望する民有林所有者等からの申請に基づき、前記2の要件を満たし、システム販売に参加することが適当な者かどうかを審査するものとする。

(2) 審査結果については、速やかに申請のあった民有林所有者等に伝えるものとする。

## 6 システム販売の実施公告

(1) 森林管理局長は、実施要領第4条第2号の事項の中でシステム販売に参加する民有林所有者等の名称及び林産物の販売数量等について示すものとする。

(2) 森林管理局長は、システム販売実施公告において、民有林所有者等の林産物の売買その他に係る留意事項を示すものとする。

## 7 協定希望者の審査

(1) 実施要領第6条の協定希望者の審査については、森林管理局長が実施し、民有林所有者等は審査に参加できないものとする。

(2) 森林管理局長は、選定した協定予定者について、システム販売に参加する民有林所有者等に提示するものとする。

## 8 協定の締結

(1) 森林管理局長、システム販売に参加する民有林所有者等及び協定予定者は、システム販売の実施に係る条件等に合意した場合に、別紙2の様式により、三者協定を締結するものとする。

(2) 森林管理局長と民有林所有者等は、協定に基づく林産物の販売について、それぞれが独立して責任を負うものとする。

## 9 売買契約

システム販売に参加する民有林所有者等は、自らの責任の下で、協定者と直接に売買契約を締結するものとする。

## 10 その他

(1) 森林管理局長は、システム販売に参加する民有林所有者等の協定に基づく販売の実績について、報告を求めるものとする。

(2) 森林管理局長は、システム販売に参加する民有林所有者等がシステム販売の目的等を踏まえて、正当な理由なく協定に反していると認められた場合は、協定者と協議した上で協定を解除し、さらに当該民有林所有者等に対し、今後のシステム販売への参加を一定期間認めないなどの措置を取るものとする。



(別紙 1)

## 民国連携した林産物の安定供給システム参加申請書

令和 年 月 日

森林管理局長 あて

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けの公募による民国連携した林産物の安定供給システムについて、参加を希望するので下記の必要書類を添付のうえ、申請します。

本申請書の提出にあたっては、虚偽の事実がないことを確約します。

### 記

#### 1 事業等の概要

##### (1) 申請者の概要

注) 実施している業務の概要、所有森林面積、従業員数等について記載

##### (2) 素材生産の実績及び計画

単位：m<sup>3</sup>

主間伐別・民国別		一昨年度 (実績)	昨年度 (実績)	今年度 (計画)
主伐	民有林			
	国有林			
間伐	民有林			
	国有林			
計				

注) 材積は素材材積とする。

(3) 原木供給の実績及び計画

単位：m<sup>3</sup>

原木の供給先	一昨年度 (実績)	昨年度 (実績)	今年度 (計画)
計			

注) 自社工場で消費する場合は、原木の供給先欄に「自社」と記載する。

2 民国連携した林産物の安定供給システムにより販売を希望する林産物の樹材種及び数量

単位：m<sup>3</sup>

樹材種	数量
計	

3 民国連携した林産物の安定供給システムにより販売を希望する林産物が所在又は生産される場所及び時期

単位：m<sup>3</sup>

場所	時期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計	備考
	樹材種						
計							

注 1：実施要領第 2 条第 2 号のシステム販売の場合は時期の記載は不要

2：場所については容易に特定できるよう具体的に記載すること

4 必要な要件を満たすことを証する資料

(注 森林管理署長等との森林整備等に関する協定書の写しや森林経営計画の認定通知書の写し、システム販売を希望する林産物の販売に関する権限を証する書面(立木の売買契約書の写し、所有する森林の土地の登記事項証明書等)等を添付)

(別紙2)

## 民国連携した林産物の安定供給システム協定書

民国連携した林産物の安定供給システムによる販売の実施に関し、〇〇森林管理局長（以下「甲」という。）、【民有林所有者等】〇〇（以下「乙」という。）、【需要者】〇〇（以下「丙」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで下記により協定する。

令和 年 月 日

甲	〇〇森林管理局長	印
乙	住所〇〇〇〇〇	
	商号又は名称	
	代表者氏名〇〇〇〇〇	印
丙	住所〇〇〇〇〇	
	商号又は名称	
	代表者氏名〇〇〇〇〇	印

### 記

第1条 甲、乙及び丙は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 甲及び乙は、この協定に基づく林産物の販売計画を別紙のとおり定めるとともに、それぞれ当該林産物の安定供給に努めるものとする。

第3条 丙は、前条の計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、別添企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第4条 乙は甲に対し林産物の販売実績についての報告を、丙は甲に対し企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

第5条 甲の林産物の販売については、森林管理署長、森林管理署支署長又は森林管理事務所長と丙との売買契約に基づき行うものとする。

第6条 乙の林産物の販売については、乙と丙との売買契約に基づき行うものとする。

第7条 丙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第8条 甲及び乙は、丙が前条の規定に反していた場合は、この協定を解除することができる。

第9条 甲、乙及び丙は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第10条 (特約条件)

第11条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(別紙)

### 林産物の販売計画

販売年度		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
販売数量等	甲					
	乙					

注) 販売数量等は、林産物の種類別、森林管理署等別、樹材種別数量等のほか、林産物の規格(径級、長級等)や価格等に係る事項を必要に応じて記入する。